

ふるさときたかた学校給食 SNS 運用方針

令和 5 年 6 月 16 日制定

1 目的

本方針は、本市の学校給食に関する情報発信の手段として、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を活用することにより、多くの人々に興味や関心、また、協力いただけるよう、魅力ある「ふるさときたかた学校給食」の取組内容について広く発信することを目的とし、本市ふるさときたかた学校給食 SNS のアカウント運用に関する事項を定めます。

2 SNS の種類及び URL

(1) Instagram

ふるさときたかた学校給食

https://www.instagram.com/kitakata_gakkoukyushoku/

3 アカウント運用者

喜多方市教育委員会学校教育課

4 掲載内容

- (1) 本市学校給食に関する情報
- (2) その他、学校給食に関する各種情報

5 他のアカウント等について

(1) コメント等への対応

ア SNS ページへいただいた投稿等に対しては、原則として返信は行いません。必要に応じてダイレクトメッセージ等による回答を行いますが、すべての投稿等に対して回答を保証するものではありません。

イ 利用者から当アカウントに投稿されたコメントやリンクその他コンテンツ（以下「コメント等」という。）は、喜多方市教育委員会の意見を反映したものではありません。

(2) 他のアカウント等への対応

ア 国、政府機関、地方公共団体又は公共性の高い機関のアカウントに対して以外は原則として「フォロー」、「いいね!」、「リツイート」等はしません。

イ リンクもしくは「フォロー」、「いいね!」、「リツイート」等をしている他団体や個人のウェブサイト及び情報は、それぞれの運営者の責任により管理されているも

のであり、喜多方市教育委員会の管理下ではありません。

6 禁止事項

SNS ページにおいて下記事項に該当する投稿等は、投稿者に断りなく、全部または一部を削除する場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、企業、団体などを誹謗中傷する内容
- (3) 政治、宗教活動を目的とする内容
- (4) 公序良俗に反する内容
- (5) 犯罪行為を助長する内容
- (6) 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害する内容
- (7) 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害する内容
- (8) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (9) 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる内容
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラムなど
- (12) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (13) 喜多方市教育委員会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) その他、運営上、不適当であると判断される内容
- (15) 上記(1)から(14)に該当する内容を含むウェブサイトへのリンク

7 著作権

当ページに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び記事などの知的財産権は喜多方市教育委員会または正当な権利を有する者に帰属します。また、当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合や、SNSの公式機能として実装されている「シェア」や「いいね」機能を使用する場合など、転載の対象となる内容を改編せず、かつ出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

8 免責事項

- (1) 当ページに掲載されている情報の正確さについては、万全を期していますが、利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為について、運用者は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 利用者が当ページに掲載されている情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、運用者はいかなる場合でも一切の責任を負いません。

- (3) 当ページに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、また、当ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害について、運用者は責任を負いません。
- (4) 予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断、又は中止することがあります。
- (5) 上記の他、運用者は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切責任を負いません。

9 運用方針の変更

運用者は、利用者への予告なしに本方針の変更を行う場合があります。

附則

この方針は、令和5年6月16日から施行する。